

第15章 大学院生に対する経済的支援の現状と課題

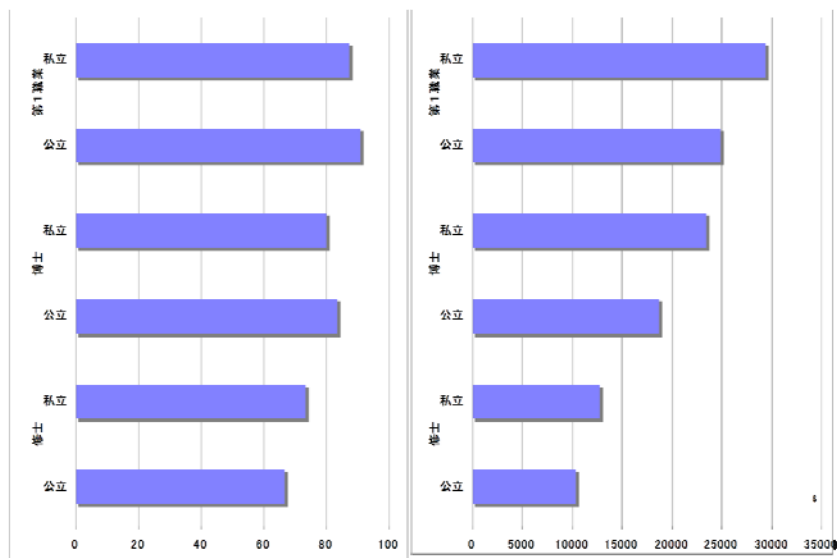
これまで学士課程学生に対する経済的支援については、多くの調査があり、いくつかの研究がなされてきた¹。本報告書でもいくつかの実証研究が試みられている。しかし、1991年以降の大学院の急拡大を受けて、大学院生数は急増したにもかかわらず、大学院生に対する経済的支援に関しては、あまり実態は明らかではない。本章では、大学院生に対する経済的支援の現状を明らかにし、アメリカにおける大学院生に対する支援と比較することにより、今後の大学院生に対する経済的支援のあり方を検討する。

1. アメリカの大学院生に対する経済的支援

本章では、日本の大学院生に対する経済的支援のあり方を考えるための判断材料の一つとしてアメリカの大学院の事例を取りあげる。その際、十分留意しなければならないのは、アメリカ高等教育の多様性であり、それぞれの大学も多様性を重視している。このため、典型的なアメリカの大学院というものはない。言い換えれば、ある大学院のケースに対して、常に異なるケースがありうると言うことである。このことはアメリカ高等教育を理解する際に最も重要なことであり、体験や特定の大学院のケースに基づく理解は、部分的なものであり、時には誤解になりやすいことに注意する必要がある。大学院生に対する経済的支援の場合には、とりわけ研究大学院と、法学や医学のような専門職大学院の差異が重要である。とはいえ、他方では、大学システムとしてみた場合、共通点も多いことも事実である。本章では、こうした多様性と共通性に留意しつつ、全米の統計と、いくつかの大学院のケースを紹介する。

¹ 小林雅之 2009年『大学進学の世界』東京大学出版会を参照されたい。

図 15-1 アメリカの院生に対する経済的支援 何らかの支援を受けている者の平均受給率と受給額（ドル）



（出典） U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, 2003–04 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:04).

アメリカの大学院は、いわゆる研究大学院（graduate school）と法学、医学、歯学、薬学などの専門職大学院（professional school）に大別される。授業料は、大学院によってかなり異なるが、研究大学院では州立大学州内学生が5千ドル前後、州外学生で1万3千ドル前後、私立大学では3万ドル前後である。これに対して、ビジネス・スクールなどでは、州立大学州内学生1万4千ドル前後、州外学生2万ドル前後、私立大学では4万ドル以上となっている。ただし、これらは定価授業料（sticker price, list price）であり、実際に学生が支払う純授業料（net tuition fees）は、大幅にディスカウントされていることに注意する必要がある。授業料のみならず生活費も含めた学生生活費総額以上の学生支援をしている大学もある。

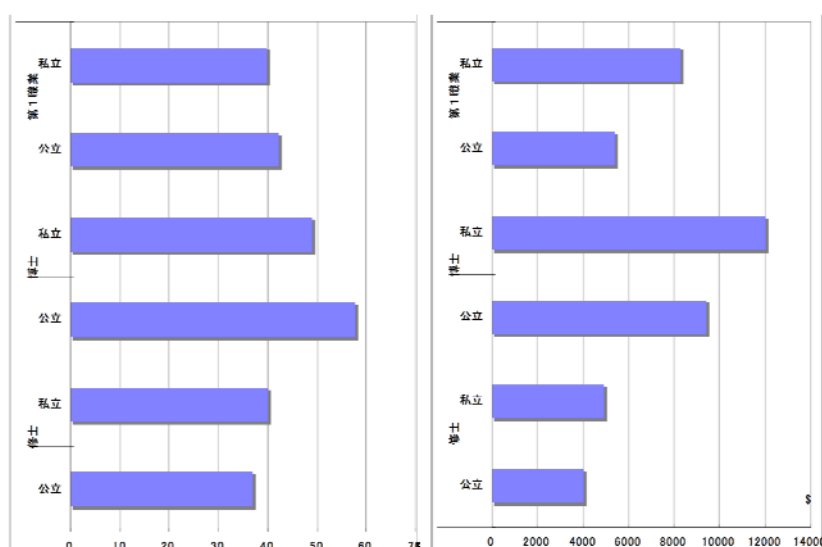
アメリカの大学では学生への財政支援もきわめて多彩であることが大きな特徴である。主な院生への学生支援は、授業料免除、給付奨学金（グラント、スカラシップ、フェローシップなど）、ローン、連邦ワークスタディ（連邦政府の奨学金の一種で大学内でパートタイム労働）、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、チューター（学生指導）である。この他に、ローン免除や旅費補助などの支援を行っている大学院もある。支援の主体は、連邦政府、地方政府、大学、民間団体などと多様である。

グラントは返済義務のない給付奨学金で、スカラシップ、フェローシップなど名称は様々であるが²、学業成績などメリットベース基準が多い。ただし、スタンフォード大学ビジネス・

² 学部学生に対しては、Scholarship、大学院生に対しては Fellowship と呼ぶことが多い（NCES, http://nces.ed.gov/ipeds/factsheets/fct_ipeds_finance_03072007_3.asp）。

スクールのように、経済的必要度（ニードベース）によるものはあるが、メリットベースのフェローシップは提供していない例もある。しかし、同スクールのフェローシップでカバーできるのは授業料の 25-30%で、残りの 70-75%はローンが必要である。このため、院生の約 3 分の 2 がローンを借りている。ただし、社会的に有意義で低収入の職に就いた院生にはローンの返済免除がある。このようにビジネス・スクールはローンの比重が高いが、他の経済的支援もある場合もある。

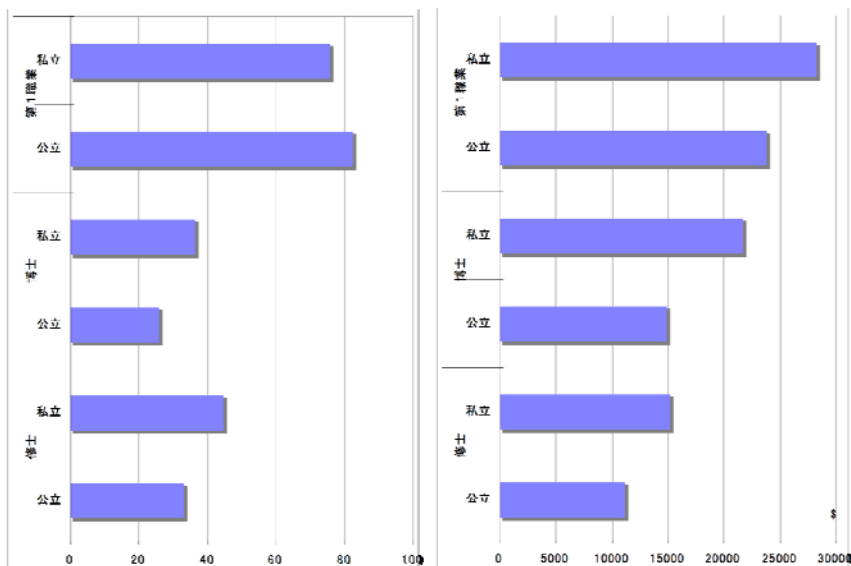
図 15-2 アメリカの院生に対する経済的支援 給付奨学金の平均受給率と受給額（ドル）



(出典) U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, 2003-04 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:04).

どちらかといえば RA は理系に多く、自分の研究が研究室の研究に直結しているためとみられる。TA, RA は週 10 時間から 20 時間の労働時間、休暇中は最高 40 時間の労働時間となっている。一定以上の成績 (GPA3.1 以上など) や英語力を課す場合が多い。TA や RA は授業料免除などの特典を受けられるケースも多い。RA の給料は、カリフォルニア大学バークレー校の場合で、時給 15-29 ドル、年額 2.5—5 万ドル。TA の時給は 12-14 ドルである。

図 15-3 アメリカの院生に対する経済的支援 ローンの平均受給率と受給額（ドル）



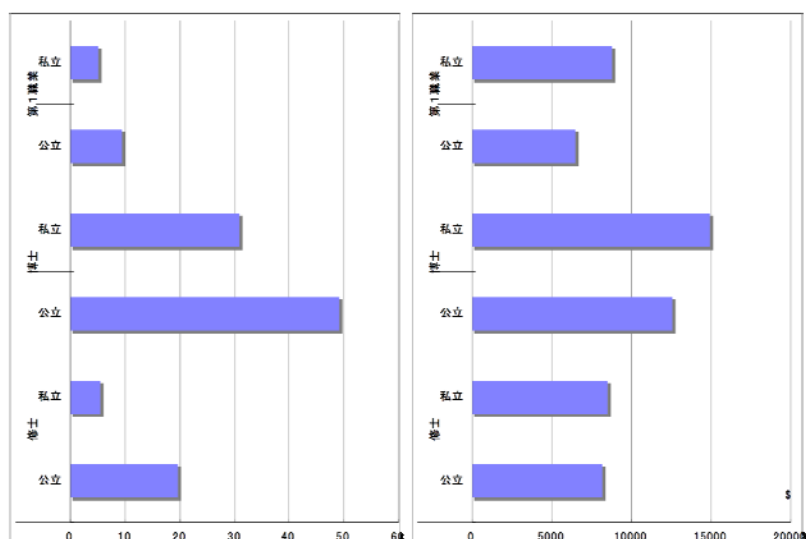
（出典） U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, 2003-04 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:04).

全米の大学院で、2003/04 年度に何らかの財政的支援を受けているフルタイム院生は、全米教育統計局（NCES）の調査では、修士で 71%（平均 1.5 万ドル）、グラント（給付奨学金）は 40%（0.6 万ドル）、アシスタントシップ（TA, RA など）は 15%（1 万ドル）の学生が受けている。博士課程では何らかの支援を受けている学生は、83%（2 万ドル）で、グラントは 55%（1 万ドル）、アシスタントシップは 41%（1.3 万ドル）となっている。第 1 職業学位では何らかの支援が 89%（2.8 万ドル）、グラントが 41%（0.7 万ドル）、アシスタントシップが 7%（0.8 万ドル）となっている。これに対してローンの比率が 78%（2.6 万ドル）ときわめて高くなっている（図 15-1～15-4 参照）³。

以上は全米の大学院生の場合であるが、先にも述べたように、大学・専攻によりかなり相違があることに注意する必要がある。大学や大学院によって若干相違はあるが、トップクラスの研究大学の大学院の場合には、授業料・生活費をすべてカバーする学生への財政支援を行っている場合が多く、ほとんどの学生はこの支援を受けていると見られる。ただし、まったくのグラント（給付奨学金、フェローシップ）だけではなく、何らかの労働を課すアシスタントシップ（TA, RA など）も併用されている。

³ National Center for Education Statistics 2006, *Student Financing of Graduate and First-Professional Education: 2003-04*.

図 15-4 アメリカの院生への経済的支援 アシスタントシップ平均受給率と受給額（ドル）



（出典）U.S. Department of Education, National Center for Education Statistics, 2003–04 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS:04).

しかし、以上のようなフルコストをカバーする学生支援は、研究大学院の場合で、研究大学 (research university) は、全米の 4,000 校あまりの大学のうち、250 校ほどしかないと考えられる。先にみたビジネス・スクールのように、専門職大学院の場合には、ローンが中心でまったく状況は異なる。このように、アメリカの大学の多様性は、同じ大学の内部でもみられる。大規模研究大学では、ガバナンスも分権システムを取っており、個々の大学院ごとに財政を決定している。このため、同じ大学でも大学院によって、学生支援に相違があることに注意する必要がある。また、学年や学生の種類（フルタイム、パートタイム）によって、謝金の単価が異なるなど、詳細で多様な制度となっており、この点でもアメリカの大学院は多様化している。これらの点に十分留意して、日本の大学と比較参考にする必要がある。

留学生についても、アメリカの学生（州立大学の場合には州外学生）と同じ扱いにする大学もあるが、タフツ大学のように、留学生には授業料割引はなく、フルコストを課す大学もある。このように、アメリカの大学院はきわめて多様であることに注意したい。

2. アメリカの個別大学院の事例⁴

ここでは、研究大学の大学院の学生支援の具体的事例をいくつかあげる。ハーバード大学など、ここにあげた大規模研究大学では、ガバナンスも分権システムを取っており、個々の大

⁴ 特に断りがないものは、各大学の HP による。

学院ごとに財政を決定している。このため、同じ大学でも大学院によって、学生支援に相違があることに注意する必要がある。

2-1 ハーバード

定価授業料は3万ドル（アーツ・アンド・サイエンス）から4万ドル（ビジネス）。院生へのグラントの総額は2億ドル。うち連邦0.2億ドル、大学1.5億ドル。ローンの総額は1.8億ドル、うち連邦が1億ドル、大学が0.1億ドル。大学での雇用は、0.4億ドル、うち連邦が0.03億ドル。ローンが多いのは、ビジネス、法、医となっている⁵。

2-1-1 物理学

成績優秀で労働義務を果たす限り、完全な財政的支援が保証される。ティーチング・フェローシップ（TA）は、週20時間の労働を要求される。院生は1セミスターのTAが義務となっている。TAやRAの労働の負担を減少させるために、フェローシップがある。授業料と生活費をカバーする謝金としてパーセル・フェローシップがある。授業料、生活費、保険、病院、旅費（年間1,000ドル）をカバーする。

2-1-2 教育

ティーチング・フェローシップの給料はジュニアが年額4,380ドル、シニアが4,380ドルで週当たり労働時間に見合う額が支給される。RAは時給17から22ドル（学年により異なる）で、年間12ヶ月フルタイムで3.2から4.1万ドルとなっている。

2-2 イェール大学教養大学院(アーツ・アンド・サイエンス)⁶

大学全体では学生の財政支援に1.1億ドルを支出している。授業料は30,500ドルであるが、大学が4年間分の授業料をカバーする。生活費は17,610ドルである。学生への支援は部局によって異なるが4,5年間の授業料分および最低2万ドルの謝金（stipend）や保険料を含む財政支援パッケージを提供している。この支援の一部は外部のフェローシップである。博士課程学生の謝金はほとんどの場合、生活費を上回っている。修士課程院生の場合には、経済的な必要性がある場合にのみ支援に応募する。ただし、修士課程ではほとんどが自助となっている。

2-3 スタンフォード

2-3-1 化学

第1学年の平均財政支援金額は2.7万ドルで、成績優秀者は授業料免除。その他旅費等の補助がある。

2-3-2 ビジネス・スクール

授業料は4.6万ドルで生活費を合わせて7.2万ドルの費用がかかる。経済的必要度（ニードベース）によるフェローシップを提供している。メリットベースのフェローシップは提供してい

⁵ Harvard University, 2007, *Harvard University Fact Book 2006-7*.

⁶ Yale University Graduate School of Arts & Sciences, *Information Viewbook 2008-2009*.

ない。フェローシップでカバーできるのは授業料の 25-30%で、残りの 70-75%はローンが必要である。院生の約 3 分の 2 がローンを借りている。社会的に有意義で低収入の職に就いた院生にはローンの返済免除がある。

2-4 カリフォルニア大学バークレー校⁷

授業料は先の州立大学の事例とほぼ等しい。フェローシップは多数ある。アシスタントシップには、インストラクター（シラバス、試験補助など、TA）、リーダー（授業補助）、チューター（学生指導）、院生研究者（RA）などがあり、それぞれ GPA3.1 以上が要求される。インストラクターは英語力試験合格が必要である。院生は RA 以外のチューターなどで 8 単位の教育を行う義務がある。

大学に週当たり 25%（10 時間）以上雇用されている院生の授業料は 95%免除となる（ある基準を満たした院生は州内授業料を免除、さらに一定の基準を満たした院生は州外授業料免除となる）。RA の給料は時給 15-29 ドル、年額 2.5—5 万ドル。TA の時給は 12-14 ドルである。なお、大学の院生雇用者は週 50%（20 時間）以上働いてはならない。

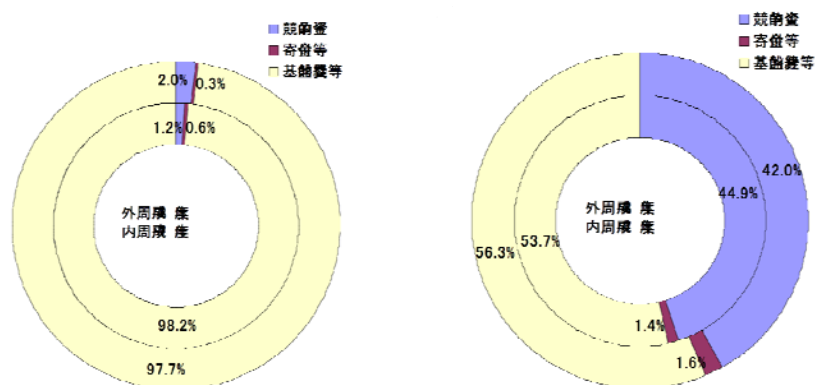
3. 大学院生に対する経済的支援制度とその問題点

多様なアメリカの大学院生に対する経済的支援に対して、現在のわが国の大学院生に対する経済的支援の現状と問題点を検討する。これまでのわが国の高等教育政策の中では、大学院生の急増に対応するというより、科学技術政策の一環としての若手研究者の養成のため、大学院生に対する経済的支援の重要性が強調されてきた。たとえば、第 3 期科学技術基本計画（2006-10 年）では、アメリカの大学院生の約 4 割が生活費相当額の経済的支援を受けていることを引いて、博士課程の在学者の約 2 割が生活費相当額を受給できることをめざす、としている。また、中央教育審議会のグランドデザイン答申（2005 年）でも、世界トップクラスの大学を形成するための方策として、財政問題が取りあげられ、支援の多様化と「きめ細かなファンディングシステム」の構築が提唱され、次のような指摘がされた。

つまり、従来、高等教育への国からの財政的支援は、国立大学への運営費交付金や私学助成などの機関補助と奨学金などの個人補助に大別されていた。しかし、現在では、その中間的な形態として「21 世紀 COE プログラム」「特色ある大学院教育支援プログラム」等の国公私を通じた競争的・重点的支援、競争的な研究資金の間接経費や国立大学法人に対する特別教育研究経費の措置、中間的な形態としてティーチング・アシスタント(TA)やリサーチ・アシスタント(RA)への支援、日本学術振興会特別研究員事業等が行われるようになり、支援の形態の多様化が進められてきた。

⁷ University of California Berkeley, 2007, *What You Need to Know about Being A GSI, GSR, Reader, or Tutor*.

図 15-5 TA, RA の財源



出典：平成 19 年度大学院活動状況調査（平成 20 年 11 月）

グランドデザイン答申が指摘するような高等教育の市場化政策のなかで、競争的資金が増加し、図 15-5 のように、これが RA などの原資になっている場合が多い。しかし、これらはいずれもアドホックなものであり、経済的支援として安定性を欠いているという問題がある。文部科学省の大学院活動状況調査（2007 年年度）や文部科学省科学技術政策研究所のポストドクターに関する調査(2008 年)によれば、RA の 4 割以上は競争的資金を財源としている（図 15-1 参照）。安定的なものとしては、日本学術振興会の特別研究員などの若手研究者支援事業があるが、博士課程在学者とポストドクの一部（約 5,000 名）に限定されている。

さらに、日本学生支援機構奨学金の返還免除は、大学院の「在学中に特に優れた業績を上げた院生」に限定されて、約 3 割の院生が対象とされている。しかし、どのような基準で「優秀な学生」として返還免除を行うかは、個々の大学院に委ねられており、基準が明確ではない。このため、貸与奨学金数百万円を返還しなければならないのかは、修了後までわからない。このことは、大学院進学時には、ファイナンシャル・プランが立てにくい、ということを意味し、大学院進学への阻害要因となっていると考えられる。

日本学生支援機構奨学金の返還免除の例のように、とくに博士課程の院生に対する経済的支援に関しては、国際的な大学間競争の中で、優秀な学生を確保し、優位を占めるために、メリットベース基準である場合が多いと考えられる。このように、大学院生に対する経済的支援は、学士課程学生とは異なる目的をもっているため、学士課程学生に対する経済的支援とは、別の視点から考えていく必要がある。しかし、その院生に対する経済的支援に関しても、ニードベース基準とメリットベース基準のいずれがどのような比重を占めているか、明らかにされていない。

このように現在の大学院生に対する経済的支援は、いわばばらばらに行われており、全体像は見えてこない。このこと自体も問題であるが、より深刻な問題は、大学院修了後のキャリア見通しがきかないこととともに、こうした経済的支援の全体像が見えにくいために、ファイナンシャル・プランを立てられない現状が、大学院進学に関して、大きな制約要因になっている。